アプリからの口座開設に係る特約

第１条（特約の適用範囲等）

１．この特約は、「北陸銀行ポータルアプリ」（以下「アプリ」といいます。）から開設した株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座、投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。

２．この特約は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ほくぎんダイレクトＡ）ご利用規定集」「ほくぎん Web 口座（総合口座）規定」「ほくぎん Web 口座（普通預金）規定」「総合口座取引追加規定」「普通預金等追加規定書」（以下総称して「各種預金規定」といいます。）によるほか、本特約により取り扱います。投資信託関連口座は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託受益証券等の保護預り規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託規定」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定」等の各規定によるほか、本特約により取扱います。なお、各種規定とこの特約とで相違が生じる場合には、各種規定の定めにかかわらず、本特約が優先して適用されるものとします。

３．この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

第２条（取引の開始）

１．「アプリ」により開設した普通預金口座にかかる預金契約は、当行が所定の口座開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に成立するものとします。ただし、郵便で送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

２．「アプリ」により開設した預金口座の取引開始に際しては、普通預金口座を開設し、キャッシュカードを発行のうえ、アプリまたはインターネットバンキング「ほくぎんダイレクトＡ」の利用登録を行うものとします。

３．前項以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。

第３条　通帳の不発行

１．「アプリ」により開設した普通預金口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等はアプリまたはインターネットバンキングを利用してお客さま自身で確認することができます。

２．通帳不発行にかかる特約は、「ほくぎん Web 口座（総合口座）規定」および「ほくぎん Web 口座（普通預金）規定」に従うものとします。

第４条　印章の届出

１．預金口座および投資信託関連口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法により届けいただくことがあります。なお、印章の届出が完了するまでは、お届印の押捺が必要な店頭でのお取引など印章を用いたお取引はできません。

２．印章の届出を受付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。

第５条　マル優の取扱い

預金口座は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第６条　届出事項の変更等

１．お届印、住所、氏名、電話番号、Ｅメールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当行に届け出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。

２．お客さまが当行に届け出た住所またはＥメールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由によりお客さま以外の方の住所またはＥメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

３．届出事項に変更があった場合、届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

４．届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第７条　特約の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以　上

（２０２４年3月２９日現在）